

議案第32号 説明資料

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 介護保険料所得段階別比較表

第8期事業計画（令和3年度～令和5年度）							第9期事業計画（令和6年度～令和8年度）						
基準保険料月額 5,700円 基準保険料年額 68,400円							基準保険料月額 5,683円 基準保険料年額 68,200円						
							「令」……………介護保険法施行令（平成10年政令第412号）						
所得段階	対象者		算定基準	保険料額	公費負担による軽減の実施(R3～R5)		所得段階	対象者		算定基準	保険料額	公費負担による軽減の実施(R6～R8)	
	本人の属する世帯員の状況	本人の状況			算定基準	保険料額		本人の属する世帯員の状況	本人の状況			算定基準	保険料額
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.5	34,200円	基準額×0.3	20,500円(※)	第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.455	31,000円	基準額×0.285	19,400円(※)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額×0.65	44,400円	基準額×0.4	27,300円(※)	第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額×0.6	40,900円	基準額×0.4	27,200円(※)
第3段階		上記に該当しない方	基準額×0.75	51,300円	基準額×0.7	47,800円(※)	第3段階		上記に該当しない方	基準額×0.69	47,000円	基準額×0.685	46,700円(※)
第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.85			58,100円	第4段階	本人が非課税の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.85			57,900円
第5段階		上記に該当しない方	基準額×1.0			68,400円	第5段階		上記に該当しない方	基準額×1.0			68,200円
第6段階	世帯員に課税者がいる方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2			82,000円	第6段階	世帯員に課税者がいる方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2			81,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上165万円未満の方	基準額×1.25			85,500円	第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3			88,600円
第8段階		合計所得金額が165万円以上210万円未満の方	基準額×1.3			88,900円	第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5			102,300円
第9段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5			102,600円	第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7			115,900円
第10段階		合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×1.6			109,400円	第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9			129,500円
第11段階	合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.7			116,200円	第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1			143,200円		

第8期事業計画（令和3年度～令和5年度）					第9期事業計画（令和6年度～令和8年度）						
第12 段階			合計所得金額が 500万円以上の方	基準額 ×1.8	123,100円	第12 段階	令38 ①(12)		合計所得金額が 620万以上 720万円未満の方	基準額 ×2.3	156,800円
						第13 段階	令38 ①(13)		合計所得金額が 720万円以上の方	基準額 ×2.4	163,600円
(※) は第7条第2項から同条第4項までに規定する措置						(※) は第7条第2項から同条第4項までに規定する措置					

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)</u>は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者</u> 34,200円</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 44,400円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 51,300円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 58,100円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 68,400円</p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 82,000円</p> <p>ア <u>合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ <u>要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)</u>であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第6条の2 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。)</u>は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者</u> 31,000円</p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> 40,900円</p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> 47,000円</p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> 57,900円</p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> 68,200円</p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> 81,800円</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 85,500円</p> <p>ア 合計所得金額が165万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 88,900円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 102,600円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 109,400円</p> <p>ア 合計所得金額が350万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 116,200円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 88,600円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 102,300円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 115,900円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 129,500円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 143,200円</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) <u>前各号のいずれにも該当しない者 123,100円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,500円</u>」とあるのは、「<u>27,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,500円</u>」とあるのは、「<u>47,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失があつた場合）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。）</u>、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第7条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第5号まで及び第7条第1項第6号から第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額</u>とする。</p>	<p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 156,800円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 163,600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,400円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,400円</u>」とあるのは、「<u>27,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,400円</u>」とあるのは、「<u>46,700円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失があつた場合）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。）</u>、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額</u>とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例																												
<p>4 略</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>(介護保険を補完する施策の実施)</p> <p>第14条 町は、法第18条第1号に規定する介護給付及び同条第2号に規定する予防給付のほか、介護保険を補完する施策（介護を要する状態にある者に対する支援事業及び介護を要する状態にない高齢者等の社会参加のための事業等の予防的な事業をいう。）として、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>(1) 食の自立支援サービス</p> <p>(2) 軽度生活援助事業</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業</p> <p>(4) 外出支援サービス</p> <p>(5) 布団洗濯乾燥サービス</p> <p>(6) 緊急通報装置設置事業</p> <p>2 略</p> <p>第15条～第26条 略</p> <p>別表（第15条、第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="116 976 1111 1420"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象者</th> <th>事業内容</th> <th>手数料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>軽度生活援助事業</td> <td>在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、日常生活に支障があるもの</td> <td>軽度生活援助員及び訪問介護員を居宅に派遣して、掃除、洗濯、調理等の家事援助の支援を行う。</td> <td>1時間あたり75円</td> </tr> <tr> <td>生きがい活動支援通所事業</td> <td>在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの</td> <td>保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。</td> <td>事業の実施に係り必要となる材料費等の実費</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	対象者	事業内容	手数料等	略				軽度生活援助事業	在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、日常生活に支障があるもの	軽度生活援助員及び訪問介護員を居宅に派遣して、掃除、洗濯、調理等の家事援助の支援を行う。	1時間あたり75円	生きがい活動支援通所事業	在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの	保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	事業の実施に係り必要となる材料費等の実費	<p>4 略</p> <p>第10条～第13条 略</p> <p>(介護保険を補完する施策の実施)</p> <p>第14条 町は、法第18条第1号に規定する介護給付及び同条第2号に規定する予防給付のほか、介護保険を補完する施策（介護を要する状態にある者に対する支援事業及び介護を要する状態にない高齢者等の社会参加のための事業等の予防的な事業をいう。）として、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>(1) 食の自立支援サービス</p> <p>(2) 生きがい活動支援通所事業</p> <p>(3) 外出支援サービス</p> <p>(4) 布団洗濯乾燥サービス</p> <p>(5) 緊急通報装置設置事業</p> <p>2 略</p> <p>第15条～第26条 略</p> <p>別表（第15条、第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1164 976 2159 1420"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>対象者</th> <th>事業内容</th> <th>手数料等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>生きがい活動支援通所事業</td> <td>在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの</td> <td>保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。</td> <td>事業の実施に係り必要となる材料費等の実費</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	対象者	事業内容	手数料等	略				生きがい活動支援通所事業	在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの	保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	事業の実施に係り必要となる材料費等の実費
事業名	対象者	事業内容	手数料等																										
略																													
軽度生活援助事業	在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、日常生活に支障があるもの	軽度生活援助員及び訪問介護員を居宅に派遣して、掃除、洗濯、調理等の家事援助の支援を行う。	1時間あたり75円																										
生きがい活動支援通所事業	在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの	保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	事業の実施に係り必要となる材料費等の実費																										
事業名	対象者	事業内容	手数料等																										
略																													
生きがい活動支援通所事業	在宅の高齢者等で、要介護認定において、「非該当」となった者で、居宅に閉じこもりがちなもの	保健福祉センター等で、日常動作訓練、健康体操、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	事業の実施に係り必要となる材料費等の実費																										

現 行 条 例				改 正 条 例			
		ふれあいセンター福寿で、日常動作訓練、健康体操、給食、趣味活動等の生きがい活動を提供する。	1回につき950円				
略				略			
備考				備考			
<p>1 対象者の欄中「要介護認定」とは、法第27条に規定する要介護認定及び法第32条に規定する要支援認定をいう。</p> <p>2 軽度生活援助事業及び生きがい活動支援通所事業の対象者は、要介護認定を受けていない者で対象者に該当すると認められるものを含む。</p>				<p>1 対象者の欄中「要介護認定」とは、法第27条に規定する要介護認定及び法第32条に規定する要支援認定をいう。</p> <p>2 生きがい活動支援通所事業の対象者は、要介護認定を受けていない者で対象者に該当すると認められるものを含む。</p>			